

第百六十六回 参議院法務委員会會議録第八号

平成十九年四月二十四日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十八日

小池 正勝君

補欠選任

近藤 正道君

若林 正俊君

四月十九日

田 英夫君

補欠選任

近藤 正道君

四月二十三日

閣谷 勝嗣君

補欠選任

前川 清成君

尾立 源幸君

近藤 正道君

淵上 貞雄君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

山下 栄一君

岡田 広君

松村 龍二君

築瀬 進君

木庭健太郎君

愛知 治郎君

青木 幹雄君

山東 昭子君

谷川 秀善君

江田 五月君

尾立 源幸君

松岡 徹君

浜四津敏子君

仁比 聡平君

淵上 貞雄君

国務大臣

法務大臣

長勢 甚遠君

副大臣

法務副大臣

水野 賢一君

大臣政務官

法務大臣政務官

奥野 信亮君

事務局側

常任委員会専門員

田中 英明君

本日の会議に付した案件

○戸籍法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山下栄一君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日までに、小池正勝君、関谷勝嗣君、近藤正道君及び前川清成君が委員を辞任され、その補欠として若林正俊君、愛知治郎君、淵上貞雄君及び尾立源幸君が選任されました。

○委員長(山下栄一君) 戸籍法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案について政府から趣旨説明を聴取いたします。長勢法務大臣。

○国務大臣(長勢甚遠君) おはようございます。戸籍法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、近年、自己の情報を他人に知られたくないという国民の意識の高まりを背景として、個人情報保護の必要とされている情勢にかんがみ、戸籍公開の原則を見直し、戸籍謄本等の請求をすることができる場合を制限することにも、当該交付請求をする者の本人確認、不正に交

付を受けた者の処罰等を行い、また、戸籍の真实性を担保するため、戸籍の届出をする者の確認手続及び届出の受理の通知手続等を定めるほか、戸籍の制度について所要の整備を行うこととするものであります。

第一に、この法律案は、戸籍謄本等の交付請求ができる場合の見直しを行うこととしており、その要点は、次のとおりであります。

まず、原則として何人でも戸籍謄本等の交付請求ができるという従来の戸籍公開の原則を改め、戸籍に記載されている者等以外の者による交付請求については、自己の権利を行使し又は義務を履行するために必要がある場合等戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合に制限することとしております。

また、戸籍謄本等の交付請求をする者は、運転免許証を提示する方法等により、氏名その他の本人特定事項を明らかにするとともに、請求が代理人等によつてされる場合は、代理権限等を明らかにしなければならないものとするなどの規定を設けることとしております。

第二に、この法律案は、戸籍の届出をする者の本人確認を行い、届出の受理の通知手続等を定めようとするものであります。

戸籍の真实性の担保のため、婚姻や協議離婚、養子縁組等の届出について、届書を市町村の窓口を持参した者が婚姻等をする本人であることが確認できなかった場合は、確認できなかった本人に對し婚姻等の届出が受理されたことを通知することとし、併せて、これらの届出について、届出の本人は、自己が届書を持参したことが確認できない限りその届出を受理しないようあらかじめ市町村長に對し申出をすることができるとするなどの規定を設けることとしております。

第三に、この法律案は、偽りその他不正の手段により戸籍謄本等の交付を受けた場合の制裁を強化し、過料の制裁を罰金刑の制裁に改めることとしております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決していただきますようお願いいたします。

○委員長(山下栄一君) 以上で本案の趣旨説明の聴取は終了いたしました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時三分散会

四月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、性の蹂躪・性的搾取を許さない、女性の人権の確立を目指す法制定に関する請願(第七五六号)

一、登記事項証明書交付申請に係る手数料の引下げに関する請願(第七七六号)(第七八一号)(第七八二号)(第七八九号)

第七五六号 平成十九年四月六日受理
性の蹂躪・性的搾取を許さない、女性の人権の確立を目指す法制定に関する請願

請願者 東京都新宿区高田馬場四ノ二ノ九ノ四〇三 高橋浩 外百七十九名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一九五号と同じである。

第七七六号 平成十九年四月十一日受理
登記事項証明書交付申請に係る手数料の引下げに関する請願

請願者 東京都千代田区紀尾井町三ノ三〇本多健幸 外四百十六名

紹介議員 中川 雅治君
この請願の趣旨は、第九六号と同じである。

第七八一号 平成十九年四月十一日受理
登記事項証明書交付申請に係る手数料の引下げに
関する請願

請願者 東京都千代田区紀尾井町三ノ三〇
横山武仁 外二百三十六名
紹介議員 小野 清子君

この請願の趣旨は、第九六号と同じである。

第七八二号 平成十九年四月十二日受理
登記事項証明書交付申請に係る手数料の引下げに
関する請願

請願者 東京都千代田区紀尾井町三ノ三〇
宮崎武夫 外四百三十二名
紹介議員 保坂 三蔵君

この請願の趣旨は、第九六号と同じである。

第七八九号 平成十九年四月十二日受理
登記事項証明書交付申請に係る手数料の引下げに
関する請願

請願者 東京都千代田区紀尾井町三ノ三〇
峰尾芳正 外五百十三名
紹介議員 秋元 司君

この請願の趣旨は、第九六号と同じである。

四月二十三日本委員会に左の案件が付託された。
一、戸籍法の一部を改正する法律案

戸籍法の一部を改正する法律案
戸籍法の一部を改正する法律

戸籍法(昭和二十二年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。
「第五章の二 電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例(第百十七条の二)第
目次中 第六章 雑則(第百十七条の五―第百二十五条)

「第六章 電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例(第百十八条―第
百十七条の四)」を 第七章 不服申立て(第百二十一条―第百二十五条)

第八章 雑則(第百二十六条―第百三十一条)
第九章 罰則(第百三十二条―第百三十八条)

に改める。

第十条第一項中「何人でも」を「戸籍に記載され
ている者(その戸籍から除かれた者(その者に係る
全部の記載が市町村長の過誤によつてされたもの
であつて、当該記載が第二十四条第二項の規定に
よつて訂正された場合におけるその者を除く。))を
含む。又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑
属は、その」に改め、「証明書」の下に「(以下「戸籍
謄本等」という。))を加え、同条第三項中「第一項」
を「前項」に改め、同条第四項中「同項の謄本、抄
本又は証明書」を「戸籍謄本等」に改め、同条第二
項を削る。

第十条の次に次の三条を加える。

第十条の二 前条第一項に規定する者以外の者
は、次の各号に掲げる場合に限り、戸籍謄本等
の交付の請求をすることができる。この場合に
おいて、当該請求をする者は、それぞれ当該各
号に定める事項を明らかにしてこれをしなければ
ならない。

一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履
行するために戸籍の記載事項を確認する必要
がある場合 権利又は義務の発生原因及び内
容並びに当該権利を行使し、又は当該義務を

履行するために戸籍の記載事項の確認を必要
とする理由

二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要
がある場合 戸籍謄本等を提出すべき国又は
地方公共団体の機関及び当該機関への提出を
必要とする理由

三 前三号に掲げる場合のほか、戸籍の記載事
項を利用する正当な理由がある場合 戸籍の
記載事項の利用の目的及び方法並びにその利
用を必要とする事由

前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団
体の機関は、法令の定める事務を遂行するた
めに必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請
求をすることができる。この場合において、当
該請求の任に当たる権限を有する職員は、その
官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条
項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らか
にしてこれをしなければならない。

第一項の規定にかかわらず、弁護士(弁護士
法人を含む。次項において同じ。)、司法書士
(司法書士法人を含む。次項において同じ。)、
土地家屋調査士(土地家屋調査士法人を含む。
次項において同じ。)、税理士(税理士法人を含む。
次項において同じ。)、社会保険労務士(社会保
険労務士法人を含む。次項において同じ。)、弁
理士(特許業務法人を含む。次項において同
じ。)、海事代理士又は行政書士(行政書
士法人を含む。))は、受任している事件又は事務
に関する業務を遂行するために必要がある場合
には、戸籍謄本等の交付の請求をすることがで
きる。この場合において、当該請求をする者
は、その有する資格、当該業務の種類、当該事
件又は事務の依頼者の氏名又は名称及び当該依
頼者についての第一項各号に定める事項を明ら
かにしてこれをしなければならない。

第一項及び前項の規定にかかわらず、弁護
士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会
保険労務士又は弁理士は、受任している事件に
ついて次に掲げる業務を遂行するために必要が

ある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をする
ことができる。この場合において、当該請求を
する者は、その有する資格、当該事件の種類、
その業務として代理し又は代理しようとする手
続及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかに
してこれをしなければならない。

一 弁護士にあつては、裁判手続又は裁判外に
おける民事上若しくは行政上の紛争処理の手
続についての代理業務(弁護士法人について
は弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第
三十条の六第一項各号に規定する代理業務を
除く。)

二 司法書士にあつては、司法書士法(昭和二
十五年法律第九十七号)第三条第一項第三
号及び第六号から第八号までに規定する代理
業務(同項第七号及び第八号に規定する相談
業務並びに司法書士法人については同項第六
号に規定する代理業務を除く。)

三 土地家屋調査士にあつては、土地家屋調査
士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第三
条第一項第二号に規定する審査請求の手続に
ついての代理業務並びに同項第四号及び第七
号に規定する代理業務

四 税理士にあつては、税理士法(昭和二十六
年法律第二百三十七号)第二条第一項第一号
に規定する不服申立て及びこれに関する主張
又は陳述についての代理業務

五 社会保険労務士にあつては、社会保険労務
士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第
一項第一号の三に規定する審査請求、異議申
立て及び再審査請求並びにこれらに係る行政
機関等の調査又は処分に関し当該行政機関等
に対してする主張又は陳述についての代理業
務並びに同項第一号の四から第一号の六まで
に規定する代理業務(同条第三項第一号に規
定する相談業務を除く。)

六 弁理士にあつては、弁理士法(平成十二年
法律第四十九号)第四条第一項に規定する特
許庁における手続(不服申立てに限る。)、異

第十條の三 第十條第一項又は前條第一項から第五項までの請求をする場合において、現に請求の任に当たつてゐる者は、市町村長に対し、運転免許証を提示する方法その他の法務省令で定

を生ずべき認知、縁組、離縁、婚姻又は離婚の届出(以下この条において「縁組等の届出」という。)が市役所又は町村役場に出頭した者によつてされる場合には、当該出頭した者に対し、法

市町村長は、前項の規定により縁組等の届出を受理することができなかつた場合は、遅滞なく、第三項の規定による申出をした者に対し、法務省令で定める方法により、当該縁組等の届出があつたことを通知しなければならない。

第二百二十二条中「五万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「その他の」を「その他」に改め、同条第

四号中「戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本、第十条第一項若しくは第十二条の二第一項の証明書を「戸籍謄本等、除籍謄本等」に改め、「第二項」の下に「これらの規定を」を加え、「第一百七十七条の四第一項」を「第二百二十条第一項」に改め、同条を第二百三十七条とする。

第二百三十一条の二を削る。

第二百三十一条中「第二項」の下に「これらの規定を加え、「これを五万円」を「十万円」に改め、同条を第二百三十六条とする。

第二百三十二条中「これを三万円」を「五万円」に改め、同条を第二百三十五条とし、同条の前に次の章名及び三条を加える。

第九章 罰則

第二百三十二条 戸籍の記載又は記録を要しない事項について虚偽の届出をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。外国人に関する事項について虚偽の届出をした者も、同様とする。

第二百三十三条 偽りその他不正の手段により、第十条若しくは第十二条の二に規定する戸籍謄本等、第十二条の二に規定する除籍謄本等又は第二百二十条第一項に規定する書面の交付を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百三十四条 偽りその他不正の手段により、第四十八条第二項(第二百七条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧をし、又は同項の規定による証明書の交付を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

第二百三十九条の二中「戸籍事件」の下に「(次条に規定する請求に係るものを除く。)」に関する市町村長の処分」を加え、同条を第二百三十三条とし、同条の次に次の二条及び一章を加える。

第二百三十四条 第十条第一項又は第十二条の二第一項から第五項までの請求(これらの規定を第十二条の二において準用する場合を含む。)、第四十八条第二項の規定による請求及び第二百二十条第一項の請求について市町村長がした処分に不服がある者は、市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に審査請求

をすることが出来る。

第二百五十五条 前条の処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第八章 雑則

第二百二十六条 市町村長又は法務局若しくは地方法務局長は、法務省令で定める基準及び手続により、統計の作成又は学術研究であつて、公益性が高く、かつ、その目的を達成するために戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項又は届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項に係る情報を利用する必要があると認められるもののため、その必要の限度において、これらの情報を提供することが出来る。

第二百二十七条 戸籍事件に関する市町村長の処分については、行政手続法平成五年法律第八十八号第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第二百二十八条 戸籍及び除かれた戸籍の副本並びに第四十八条第二項に規定する書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。

第二百二十九条 戸籍及び除かれた戸籍の副本並びに第四十八条第二項に規定する書類に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第一条第三項に規定する保有個人情報という。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

第二百三十条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号。以下この条において「情報通信技術利用法」という。)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする届出の届出地及び同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする申請の申請地については、第四章及び第五章の規定にかかわらず、法務省令で定めるところによる。

三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してした届出及び申請について準用する。

第四十条又は民法第七百四十一条若しくは第八百一条の規定による届出及び第四十一条の規定による証書の謄本の提出については、情報通信技術利用法第三条の規定は、適用しない。

戸籍及び除かれた戸籍については、情報通信技術利用法第六条の規定は、適用しない。

第三百三十一条 この法律に定めるもののほか、届書その他戸籍事務の処理に関し必要な事項は、法務省令で定める。

第二百三十九条中「家事審判法」の下に「(昭和二十二年法律第五十二号)」を加え、「これを」を削り、同条を第二百二十二条とする。

第二百三十八条中「戸籍事件」の下に「(第二百三十四条に規定する請求に係るものを除く。)」を加え、「(申立てを」に改め、同条を第二百三十一条とする。

第二百三十七条の五から第二百三十七条の八までを削る。

第六章の章名中「雑則」を「不服申立て」に改める。

第六章を第七章とする。

第二百三十七条の四第一項中「第十二条の二第一項」を「第十二条の二第一項から第五項まで(これらの規定を第十二条の二において準用する場合を含む。)」に、「これらの規定の謄本、抄本又は証明書」を「戸籍謄本等又は除籍謄本等」に改め、第五章の二中同条を第二百二十条とする。

第二百三十七条の三を第二百三十九条とし、第二百三十七条の二を第二百三十八条とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正

前の戸籍法(次項において「旧法」という。)第十条第一項、第十二条の二第一項又は第四十八条第二項の規定によりされた請求に係る戸籍事件及び当該戸籍事件についての不服申立てについては、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧法第四十八条第一項の規定によりされた請求に係る戸籍事件については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方交付税法の一部改正)

第四条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項の表第三十七号中「第二百三十七条の三第二項」を「第二百三十九条第二項」に改める。

(地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正)

第五条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成十三年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二百三十七条の四第一項」を「第二百三十七条の四第一項から第五項まで」に、「第十二条の二第一項の規定に基づく同項」を「第十二条の二において準用する同法第十条第一項の規定に基づく同法第十二条の二」に改める。

(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正)

第六条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第一号中「第二百三十七条の四第一項」を「第二百三十七条の四第一項から第五項まで」に、「第十二条の二第一項の規定に基づく同項」を「第十二条の二において準用する同法第十条第一項の規定に基づく同法第十二条の二」に改める。